※ 仙台	台市記載机	ď						슈	和 8	8 年度	•			2	2・3号用		※収受	 全印
※ 入	所番号		_			*	利用係		-		<u>- </u>				-		7	
※ 途	中入所	令和					*	解	除	令和								
※ 移	行	利用保育	施設等	ទ :			<u> </u>			·	(숙	う和)		
					口子	· 公	<i>⊢</i> ∔≓	刃牛	→ 出	⇒±∃		-	· · · ·	女	───		▗ᆍハᆝ▐ ╶ ⋨ ┌┆▐	中山江中
											章 ラ	Ҟ 1	木	月		、寸	个リ月	月申込書
	事項及び																	
																ことを	原則)	必要があります。
	意事項確 きを必要と							-								田で	du ⇔ r	市が本書類3・ 4
	ージに掲け										T) T	LE 071	_0,7	- 9Z	*女'み戦	ЩС	, шрі	1777年末0-7
	※ 照会に																	込みをします。
	上) 仙台市		一口 小	o' ' 4,	月1日	η·] · Ο·-	ը քրցո	₩3月	10日	「り (ノ不り)	中神筆	(/)*	c Ca,	かい 令		ぶり <u>)</u> 年		
			事項	Љ ፖドቨ	直 金倉	項を	確認の	うえ.	数音	•保育約	合什認:	定申請	事兼					_月日_ 書を提出します 。
	護者1	氏	名	ДО II	-1152-3-	· A C I	年中のマン	<i>)</i> /L\	4	NK 13 W	H I 1 H(C)	м т	H AI	C V N		1-41-A)	11.1.1.	земещось),
		住	所						 山台市	j								
		自宅的	電話			_			_			 (連絡先	-)					
促	護 者 2	氏	- 名									(XE/107)						
1 / N	HZ TI Z			□保	護者1	と同i`	じ(住所	の記	入はる	不要です	計)							
		住	所	_	#X 11 I		- (14//1		山台市		, ,							
		自宅的	電話			_		_	_		(連絡先	Ē)			_		_
	保護者1を																	
*	ひとり親(婚かぐ	>別居	してい	る、オ	ら婚、列	艺別等	() の場	易合は、	保護者	育2の記	載に	は不!	要です。			
		ガナ 氏 名			E所(保証なる場合			児	1 童	生年月	日日	令和8年 時占	F3月3 の年齢		性別		現在	の保育の状況
	儿 里	八石		7 ,				令和]				*> µ	111	口男] 家庭倪	 R育
				<u>-</u>	保護	有1と	问店								□ 男			1.認可外施設等利
					保護	者2と	同居		年	月	日			歳	口女	: <u> </u>	」一時〕] その((預かり(継続的利息 九(
希盲	望する保	育の必	要量		標準	時間(最大で	で11時				』 』(最大	で8	//1/\			必要量に	こついては、
	R 育給付認定						年	<u></u> Е							<u></u>		年	-ジをご覧ください。 月 日まで
					,						,			-		-	+	Д ПАС
	第①	ᄪᆂᅤ	— µ可 /i	ボ 	『受入月齢を満たさない保育施設等は記入できません。 (区・宮総)□ 見学済 (第⑤) (X						
保。	希望 第②									元子何 希望								
育型	希望				(区・宮	総)し] 見	f/f/ 希望						(<u> </u>	・宮総)□ 見学
施する	第③ 希望				(区・宮	総) [] 見	加玉						(区	・宮総)□ 見学
設等	第④ 希望				(区・宮	総)[] 見	学済 第8)					(区	・宮総) 🗆 見学
	第9希望以下	の施設と見学の	の有無に	こついて	はこちらん	こ記入く	ださい。※	見学の	有無及	び希望順位	Zは、利用	調整にお	ける優	先基	準(利用案)	ካ16∼1	9ページ参	照)には影響ありません
	9																	
	始希望日																	
	を必要と る理由	保護者		□ 就			長•出產			病•障害		介護等			求職活		就学	□その他
9 4	0座田	保護者フリガ		□就		」 姓列 児童と	長・出産の 【			病•障害 _		介護等			求職活		就学の名称	□ その他、利用中(予定)の
単申		氏	名		_	続柄		生	年	月	日	年	齢	40	保育	施設・	幼稚園	等名、病状等
身赴任								和						名利	尔等:			
上 童								成和	年	月	日		歳					
でを							昭	和		/1	H		////\	名利	尔等:			
保除護い								成和	<i></i>	п			ᆂ					
者た								和和	年	月	日		歳	名利	尔等:			
も同記住			••••••	•••••			平	成							-			
載所								和	年	月	日	<u> </u>	歳	力丰	左左 .			
してえ								和成						泊杉	尔等:			
てくだる							令	和	年	月	月		歳	,	r bet			
た会り								和成						名利	尔等:			
<u> </u>							令	· 加 ·和	年	月	日		歳					
【利用	者負担額(保育料)等	手決定	にか	かるチ	ェック	項目】	※以7				は、口を		ックし	てくださし	(必要	書類は3	3・4ページを参照)。
てトトリ	親の場合	□離婚			. □ #	・婚	生活	保護i	商用	口あり)		<u> </u>	章害	があるナ	ラと同	居	ノギャ、、 □ あり
0 0 ,	. Г. г. //// Ц	□ 死別		その他	<u>n</u> ()	그니니	,下山文人			(あ	てはまる	る場合	計、4	ページ6	(2)を	ご記入	ください) ロ めり
									- 1	-								

家 庭 状 況 調 査

1	1	日	♦	[]	ന	状	沿
	1	H	x	ш.	u,	11	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,

同居の有無を選択し	、 <u>別居の場合の</u>	のみ氏名・住所等を	記入してください。	「状況」がその	他の場合は状況を	記入してください。
保護者と連絡が取れ	たい堪合たど	祖父母に浦終をする	ストレがあります			

	同居の	行無	氏	名	住	所(別居の場合)	4	年 齢	大 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
父	同居 ・	別居						歳	□ 就労 □ 在宅 □ その他(
へ 方		別居						歳	□ 就労 □ 在宅 □ その他(
IJ	連 絡	先 (自宅)		(祖	.父)	((礼	1母)	口 ての區(
母		別居	<u> </u>				<u>. </u>	歳	□ 就労 □ 在宅 □ その他(
方		別居						歳	□ 就労 □ 在宅 □ その他(
	連絡	先 (自宅)	-	(祖	父)	(社	1母)	
ご記	入の仕方 A. 同じ -	「条件を選 【 AかBと を設を希	選択してくた ごちらかを選 望する。	選ぶ ⇒ 1~40g	いずれかを	9ページ参照)。 ·選ぶ → 1以外の場合	けいかのを	選ぶ】	
(□ 1 同時同所)			期の入所のみる 司じ施設へ案内		幾となります。			
	□ 2	・兄弟姉姉 ・兄弟姉姉	未の入所時期 未で同じ施設	公案内できる場	じ施設に案内 易合は、そのが	されることとなります。 施設に案内します。 できる児童のみを先にタ	冬内します。		
(.	別時同所)	□ ① 希 □ ②	(優先する)	児童の名前 兄弟姉妹はその 施設のうち最もも	施設が空くま		の中で最も希望	望順位が	高い施設への案内を
			、C1寸1及りつ	'0					10/00 C 1/1/10 L 1/1
	B. 別々(<u></u> 希望する。					PARTS COMBINA I. V
	B. 別々(D施設で 同時にプ ・兄弟姉姉	も利用を し所できるが 未が同時に利	希望する。 なら別々の施設	ば、それぞれ	別々の施設に案内され	る場合がありま	す。	PANS COABBAA I.
		の施設で 同時にプ ・兄弟姉姉 ・兄弟姉姉 【①、②の 口 ①	でも利用を 人所できるが 未が同時に 未が同時に なる施設の いずれか)別施設にな	希望する。 なら別々の施設 利用開始できれい 案内されるまで の 希望順位を で を必ず選択	ば、それぞれ 持機となります 下げることで、 いの兄弟姉妹	。 同時に同じ施設へ案で案内できる施設のうちょ	内ができる場	合の希	望
	□ 3	の施設で 同時にフ ・兄弟姉姉 ・兄弟姉姉 ※案内と 【①、② の 口 ② 入所の時 ・兄弟姉姉	*も利用を 人所できる。 未が同時に発 なる施設の かいずれか。 別施設になる 別用を がいずれか。 別用を がいまがはなる のいずれか。 のいずれか。 のいずれか。 のいずれか。 のいずれか。 のいずれか。 のいずれか。 のいずれか。 のいずれか。 のいずれか。 のいずれか。 のいずれか。 のいずれか。 のいがあい。 のいがあい。 のいがあい。 のいがあい。 のいがあい。 のいがあい。 のいがあい。 のいがあい。 のいがあい。 のいがあい。 のいがあい。 のいがあい。 のいがあい。 のいい。 のいい。 のいい。 のいい。 のいい。 のいい。 のいい。 の	希望する。 なら別々の施設 利用開始できれる 案内されるまで得 の希望順位を下 を必ず選択】 いても、それぞれ と同じ施設に入 も別々でもよい 期は別々で、それ	ば、それぞれ 持機となります でけることで、 れの兄弟姉妹 いさせることを い。	。 同時に同じ施設へ案で案内できる施設のうちょ	内ができる場	合の希	望
(□ 3 同時別所) □ 4	の施設で 同時にファット ・兄 案 2 2 入所の時 ・兄 条 2 2 入所の時 ・兄 条 2 2 (1)、2 2 (1)、3 2 (1)、4 3 (1) 4 4 (1) 4 4 (た利用を 人所できる 未が同時に急 かいずいか 別施設になる かり別施対妹を き期も施設 株のうち一人 なるずれか のいずれが かいないがれない。 かいずれが かいがれない。 かいがれない。 かいがれない。 かいがれない。 かいがれない。 かいがれない。 かいがれたない。 かいがれたない。 かいがれたない。 かいがれたないがれたない。 かいがれたない。 かいがれたない。 かいがれたない。 かいがれたない。 かいがれたない。 かいがれたないがれたない。 かいがれたないがれたない。 かいがれたないがれたない。 かいがれたないがれたないがれたない。 かいがれたないがれたないがれたないがれたないがれたないがれたないがれたないがれたな	希望する。 なら別々の施設 利用開始できれるまで得 の希望順選択】 たても、設にこ人 の別々でもよい 関は対象内でもよい 関はなっている。 の希望順位を下 も別々でいる。 の希望順位を下 を必ず選択】	ば、それぞれは、となりますで、いの兄弟姉妹をいることで、いの兄弟姉妹をいることをいる。これでは、とで、は、ことで、は、ことで、いの兄弟姉妹	。 同時に同じ施設へ案で案内できる施設のうちを優先する。 施設に案内される場合はできる児童のみを先に到してきる児童のみを先に到した。	内ができる場	合の希	望 なへの案内を希望する
()	□ 3 同時別所) □ 4 別時別所)	施設で 同時にファット・兄 案内、② (1 ② 2) ・兄弟姉姉 と (1 ③ 2 ② 4) ・兄弟弟姉が ・兄弟弟姉が ・兄弟弟姉が ・兄弟弟姉が ・	*も利用を 人所できる。 未が同時に記 かいず記 かいが施設が かいが設め かいが設め を がいが かいが かいが かいが かいが かいが かいが かいが	希望する。 なら別々の施設 利用開始できれるまで名 かを必ずでも、をでした。 も別々でもよい 期はな案内でもよい 関はなってで、それ の希望に選げ、それぞれ の希望にした。 の希必でした。 のおいても、それぞれ のないでも、それぞれ のないでも、それぞれ のないでも、それぞれ	ば、それぞれは、となりますで、いの兄弟がなととなりますで、いの兄弟が妹をいたることをいたがない。いっているという。いっているという。いっているという。いっているという。	。 同時に同じ施設へ案で案内できる施設のうちを優先する。 施設に案内される場合はできる児童のみを先に到してきる児童のみを先に到した。	内ができる場	合の希	望 なへの案内を希望する
((□ 3 同時別所) □ 4 別時別所)	施設で 同時にファット・兄 案内、② (1 ② 2) ・兄弟姉姉 と (1 ③ 2 ② 4) ・兄弟弟姉が ・兄弟弟姉が ・兄弟弟姉が ・兄弟弟姉が ・	*も利用を 人所できる。 未が同時に記 かいず記 かいが施設が かいが設め かいが設め を がいが かいが かいが かいが かいが かいが かいが かいが	希望する。 なり別々の施記 利用 かできれる 素の別々の施記 利用 かできれる 素の子のできれる 素の子のできなる いを必も、設定 のでで、できない 関いて、でで、できない のでで、できない のでで、できない にいた。 にいた。 にいた。 にいた。 にいた。 にいた。 にいた。 にいた	ば、それぞれは、となりますで、いの兄弟がなととなりますで、いの兄弟が妹をいたることをいたがない。いっているという。いっているという。いっているという。いっているという。	。 同時に同じ施設へ案で案内できる施設のうちを優先する。 施設に案内される場合はできる児童のみを先に到してきる児童のみを先に到した。	内ができる場	合の希	望 なへの案内を希望する
()	□ 3 同時別所) □ 4 別時別所)	施設で 同時にファット・兄 案内、② (1 ② 2) ・兄弟姉姉 と (1 ③ 2 ② 4) ・兄弟弟姉が ・兄弟弟姉が ・兄弟弟姉が ・兄弟弟姉が ・	*も利用を 人所できる。 未が同時に記 かいず記 かいが施設が かいが設め かいが設め を がいが かいが かいが かいが かいが かいが かいが かいが	希望する。 なり別々の施記 利用 かできれる 素の別々の施記 利用 かできれる 素の子のできれる 素の子のできなる いを必も、設定 のでで、できない 関いて、でで、できない のでで、できない のでで、できない にいた。 にいた。 にいた。 にいた。 にいた。 にいた。 にいた。 にいた	ば、それぞれは、となりますで、いの兄弟がなととなりますで、いの兄弟が妹をいたることをいたがない。いっているという。いっているという。いっているという。いっているという。	。 同時に同じ施設へ案で案内できる施設のうちを優先する。 施設に案内される場合はできる児童のみを先に到してきる児童のみを先に到した。	内ができる場	合の希	望 なへの案内を希望する
((□ 3 同時別所) □ 4 別時別所)	施設で 同時にファット・兄 案内、② (1 ② 2) ・兄弟姉姉 と (1 ③ 2 ② 4) ・兄弟弟姉が ・兄弟弟姉が ・兄弟弟姉が ・兄弟弟姉が ・	*も利用を 人所できる。 未が同時に記 かいず記 かいが施設が かいが設め かいが設め を がいが かいが かいが かいが かいが かいが かいが かいが	希望する。 なり別々の施記 利用 かできれる 素の別々の施記 利用 かできれる 素の子のできれる 素の子のできなる いを必も、設定 のでで、できない 関いて、でで、できない のでで、できない のでで、できない にいた。 にいた。 にいた。 にいた。 にいた。 にいた。 にいた。 にいた	ば、それぞれは、となりますで、いの兄弟がなととなりますで、いの兄弟が妹をいたることをいたがない。いっているという。いっているという。いっているという。いっているという。	。 同時に同じ施設へ案で案内できる施設のうちを優先する。 施設に案内される場合はできる児童のみを先に到してきる児童のみを先に到した。	内ができる場	合の希	望 なへの案内を希望する
((□ 3 同時別所) □ 4 別時別所)	施設で 同時にファット・兄 案内、② (1 ② 2) ・兄弟姉姉 と (1 ③ 2 ② 4) ・兄弟弟姉が ・兄弟弟姉が ・兄弟弟姉が ・兄弟弟姉が ・	*も利用を 人所できる。 未が同時に記 かいず記 かいが施設が かいが設め かいが設め を がいが かいが かいが かいが かいが かいが かいが かいが	希望する。 なり別々の施記 利用 かできれる 素の別々の施記 利用 かできれる 素の子のできれる 素の子のできなる いを必も、設定 のでで、できない 関いて、でで、できない のでで、できない のでで、できない にいた。 にいた。 にいた。 にいた。 にいた。 にいた。 にいた。 にいた	ば、それぞれは、となりますで、いの兄弟がなととなりますで、いの兄弟が妹をいたることをいたがない。いっているという。いっているという。いっているという。いっているという。	。 同時に同じ施設へ案で案内できる施設のうちを優先する。 施設に案内される場合はできる児童のみを先に到してきる児童のみを先に到した。	内ができる場	合の希	望 なへの案内を希望する

≪申込みに必要な書類≫						
□ 1. 教育•保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書(本書類)						
□ 2. 家庭状況等申告書(*)						
□ 3. マイナンバー(個人番号)記入用紙(*)						
□ 4. 保育を必要とすることを証明する書類						
提出の際は、該当する書類の口にチェック、該当者欄は続柄に〇をつけた(又は続柄を	記入	した)	うえて	・、ご提	出くださ	561 _c
 利用開始希望日から6か月以内の証明日(記入日)の書類のみ受付いたします。 以下の【保育を必要とすることを証明する書類】における(1)~(7)のうち、該当するも 利用開始時点で65歳未満の祖父母が同居している場合は、父母の分に加えて祖父出がなくても申込みはできますが、希望する保育施設等の利用調整において優先度 単身赴任等で父母が申込児童と別居している場合も、提出書類は父母それぞれについる場合(父母が離婚かつ別居している、未婚、死別等)の場合、ひとり親であることを示する書類)の提出が必要です。 	母の分 が低く いて』	の書 なる ^は 公要	類もこ 場合か です。	、提出く ぶありま	す)。	
※ 以下の左に©のある書類は、区役所保育給付課・宮城総合支所保健福祉課より本市担すので、提出は不要です。ただし、情報の閲覧・照会に同意しない方は、書類の写しの第 (② 在園証明書(申込児童の兄姉が従来制度幼稚園を利用(予定)中の場合) ※仙台市から施設等利用給付認定を受けている方のみ情報照会可能					確認し	ŧ]
•	·	去店	⊞ı 1	- +p v	ᄔᆖᅭ	ノム
※ 以下の左に◆のある書類は、区役所保育給付課・宮城総合支所保健福祉課よりマイナ 治体等関係機関等へ情報照会を行い確認します。ただし、情報の閲覧・照会に同意しな 要となります。 【該当する場合はどなたでも照会可能】 ◆ 児童扶養手当証書 ・ 特別児童扶養手当受給証明書 ・ 生活保護証明書 ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 児童の生年月日を確認 【仙台市に住民登録している方のみ情報照会可能】◆母子健康手帳 ・ 療育	い方に 障害 できる	は、書 基礎 書類	類の 年金	写しの?	忝付が 』 金証書	e }
※ 同居の祖父母等については、住民票上世帯分離をしていても同じ家屋に居住している場同様の認定を受けることが可能な場合がありますので、区役所保育給付課・宮城総合支 必要書類のうち(*)は指定様式です。区役所保育給付課・宮城総合支所保健福祉課窓口手してください。	听保健	福祉	課に	ご相談	ください	١,
※ 提出書類は、特に記載がない場合は原本提出となります。						
【保育を必要とすることを証明する書類】						
(1) 1か月に64時間以上就労している場合			該当	i者欄		
□ ◇【就労証明書(*)】(就労者・就職内定者)	(父		母•	祖父	祖母	:)
※ 内容に不備がある場合、受付できない可能性があります。						
□ ◇【保育を必要とすることの申告書(証明書)(*)】(自営業・農業等・内職をし	ている	方)				
	(父	•	母•	祖父	祖母	:)
※ 自営業の場合は、事業の実施(予定)が確認できる書類の添付が必要です。(以下	いずれ	しかの	書類の	0写し1/	点以上)	
① 開業している場合					- 64 . 6	
□ ◇ 直近3か月分の事業収入が確認できる帳簿、請求書、納品書、請り 客観的にわかる書類 ※ 開業から3か月以内の場合は個人事業の開業 ② 開業予定の場合						
□ ◇ 店舗の賃貸借契約書、取引先との請負契約書等開業予定であるこ	とを記	E明	する書	對		
※ 自営業の専従者の場合は、上記①②に加え、専従者として従事していることの証 □ ◆ 事業主の直近の確定申告書(第二表)、青色事業専従者給与に関する 立書等 ※ 上記①②の書類で専従者として従事していることが確認できる場	届出	書、			の申	_
(2) 妊娠中又は出産後間がなく、兄姉の保育が困難な場合 □ ◆ 母子健康手帳の写し(母の氏名・分娩予定日(出産予定日)の記載箇所)	(Ī	旦)
(3) 病気、けが、障害を有しており、保育が困難な場合						
□ ◇ 診断書の写し(家庭での保育が困難である旨が明記されているもの) ※ 入院・通院・自宅療養の状況が分かる内容が必要です。	,			,	祖母	Í
□ (□ ◆身体障害者 □ ◆精神障害者保健福祉 □ ◆療育)手帳の写し	(父	•	岁 •	祖父	• 祖母	<u>:</u>)
(4) 1か月に64時間以上家庭内の親族を常に介護・看護している場合 □ ◇ 保育を必要とすることの申告書(証明書)(*)	(父		•	祖父	・祖母	:)
□ ◇ 診断書の写し □ (□ ▲ 魚 休 陪 宝 孝 □ ▲ 梅 神 陪 宝 孝 母 健 垣 址 □ ▲ 梅 奈) チ 帳 の 写し		続标	Ŋ			
□ (□ ◆身体障害者 □ ◆精神障害者保健福祉 □ ◆療育)手帳の写し□ ◆ 介護保険被保険者証の写し □ その他()	′ ()
□ ▼ 介護休険板休険有証の与じ □ ての他 () (5) 求職活動中である場合						-
□ ◇ 保育を必要とすることの申告書(証明書)(*)	(父			母)
□ ◇ 休日を必安とすることの中日音(証明音 八年) (6) 1か月に64時間以上就学している場合(学生、職業訓練などのうち通学を要す	ースも、				-→	- '
□ ◇ 保育を必要とすることの申告書(証明書)(*)及び在学証明書等			母 •	祖父	祖母	:)
(7) その他どうしてもお子さんの保育ができない場合					<u> </u>	- "

) (父・母・祖父・祖母)

□ ◇ 状況が確認できる書類(

5. 利用調整及び利用者負担額(保育料)等決定のための書類

父母及び同居の祖父母等のものをご提出ください(祖父母が65歳以上の場合も必要です)。

(1) 生活保護受給中の方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・◆ 生活保護証明	月書
(2) 仙台市から市民税の決定を受けている方・・・・・市県民税(非)課税証明書等の提出は ※ ただし、海外居住等で、海外での所得がある場合は、就労期間中の収入を証明する書類を提出してください。	不要
(3) 仙台市から市民税の決定を受けていない方(市外からの転入・単身赴任等) 令和7年1月1日時点の住所【市町村名:]
令和8年1月1日時点の住所【市町村名:]
① 令和8年4~8月分の利用調整等に必要な書類(a~cのいずれかを提出してください) a 令和7年度(令和6年分)市県民税(非)課税証明書 ※写しでも可・・・・ (父 ・ 母 ・ 祖父・祖	母)
b 令和7年度市民税·県民税特別徴収税額の通知書【会社員等】の写し・・・・ (父 · 母 · 祖父 · 祖	母)
c 令和7年度市民税·県民税納税通知書等【自営業等】の写し······(父 · 母 · 祖父・祖	母)
② 令和8年9月~令和9年3月分の利用調整等に必要な書類(a~cのいずれかを提出してください) ※提出は令和8年6月以降です。	
a 令和8年度(令和7年分)市県民税(非)課税証明書 ※写しでも可・・・・ (父 ・ 母 ・ 祖父・祖	母)
b 令和8年度市民税·県民税特別徴収税額の通知書【会社員等】の写し・・・・ (父 · 母 · 祖父 · 祖	母)
c 令和8年度市民税・県民税納税通知書等【自営業等】の写し・・・・・・・(父 ・ 母 ・ 祖父 ・祖 ※ (非)課税証明書は各年の1月1日に住民登録をしていた市町村で発行されます。 ※ いずれの証明書も、 <u>所得額・控除額・課税額が記載された書類</u> をご提出ください。 ※ 税の未申告や必要書類の未提出等により市町村民税の課税状況が確認できない場合、保育料は最高階層の会に決定されます。また、所得額が確認できない場合、利用調整において優先度が低くなります。	ŕ
(4) 認可外保育施設等を利用している場合・・・・・・在園・通所証明書又は利用契約書等の※利用契約書等の場合は、在園・通所証明書に記載の必要項目が確認できるもの (5) 保護者が保育士又は保育教諭の場合・・・・・・保育士証等の写し(父・母※利用案内18ページ(2) 児童の家庭の状況等に関する調整指数(10) に該当する場合※保育士としてみなすことが認められる保健師・看護師等の場合は、保健師免許・看護師免許等の提出が必要で※上記いずれの書類も、就労証明書とあわせてご提出ください。)
用者負担額(保育料)等軽減のための書類 下に該当する場合は、保育料が軽減される場合があります。詳しくは「教育・保育給付認定における利用者負担額等(月)」をご覧ください。]
(1) ひとり親世帯の方	
(◆身体障害者・◆精神障害者保健福祉・◆療育)手帳の写し・・・・(^{続柄} ※ いずれか該当するものに○を記入してください。)
◆ 特別児童扶養手当受給証明書の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・(^{続柄} ◆ 障害基礎年金受給年金証書の写し・・・・・・・・・・・・・・(^{続柄})
(3) 申込児童の兄姉が従来制度幼稚園を利用(予定)中の場合・・・◎ 在園証明書の写し (^{続柄}	
※ 予定の場合・・・ 令和 年 月 日から利用予定 (利用予定施設等名))

- (4) 申込児童の兄姉が企業主導型保育施設に入所(予定)又は児童発達支援等を受けている場合
 - ・・・・・・在園証明書の写し等、在園していることを証明する書類
 - ※ 保育施設等の申込時点で、申込児童の兄姉が企業主導型保育施設に入所又は児童発達支援等を受ける予定であり、在園証明書等の在園していることを証明する書類を提出することができない場合は、「利用者負担額(保育料)軽減適用等に係る申立書」(*)の提出が必要となります。

7. その他状況に応じて必要な書類

6.

◆ 申込時点で仙台市に住民登録がない場合・児童の生年月日を確認できる書類(健康保険の資格確認書等)の写し ※ 保険者番号及び被保険者等の記号・番号をわからないようにマスキングしてください。